

第 5 章

母子保健



1 母子保健統計 (国民衛生の動向2016/2017に準拠)

A 出生

1 出生数

わが国の出生数は、長期的には第二次ベビーブーム（1973年：昭和48年）の209万人、出生率（人口千対）19.4をピークに、以降ほぼ一貫して減少し続け、2014年（平成26年）の出生数約100万人（出生率8.0）まで低下しています。

2 出生順位と母親の年齢

2014年（平成26年）の出生順位別の母親の平均年齢をみると、第1子30.6歳、第2子32.4歳、第3子33.4歳となっています。これを1950年（昭和25年）と比較すると、第1子で6.2歳、第2子で5.7歳、第3子で4.0歳、それぞれ高くなっています。

B 再生産

1 合計特殊出生率

1人の女性が15～49歳（再生産年齢）で産む平均児数（男児+女児）を合計特殊出生率（あるいは粗再生産率）といいます。理論的には、これが2を切ると（現実には、子を産まずに死亡する女性もいることから、約2.1を切ると）人口が減少することになります。2014年（平成26年）の合計特殊出生率は1.42です。

2 総再生産率

合計特殊出生率は男児と女児の合計でしたが、総再生産率は再生産年齢の女性の、年齢別の女児出生率の合計です。理論的には、これが1を切ると（現実には約1.05を切ると）人口が減少します。2014年（平成26年）の総再生産率は0.69です。

総再生産率では女兒数のみしか使いません。これは、次の世代以降の人口を規定するのが子どもを産める女性だからです。男児の出生数は無関係です。



3 純再生産率

上述した総再生産率には、子どもを産む主体である女性の死亡が考慮されていません。そこで、総再生産率に15～49歳の女性の生命表上の各生存数を掛け合わせれば、さらに正確な再生産率を求めることができます。これを純再生産率といいます。この純再生産率が1.0であれば、母親の死亡を考慮しても1人の女性が1人の女兒を産む計算になり、次の世代の人口は減少しません。ちなみに、2014年（平成26年）の純再生産率は**0.69**ですから、将来人口は激減すると予測できます。

SKILL UP

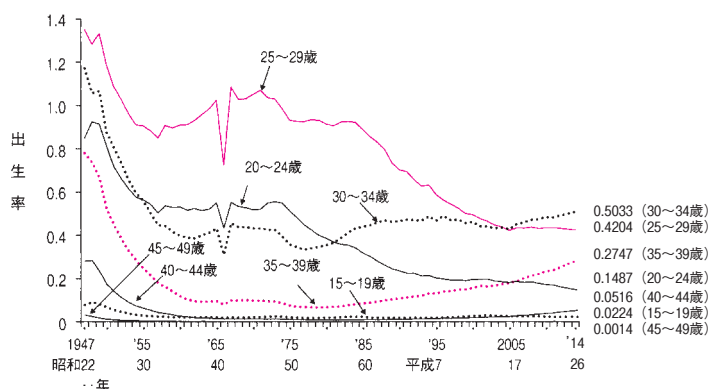
【再生産率の各概念（平成26年）】

合計特殊出生率	1.42	$\left\{ \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\}$ 15～49歳の合計	その年次の年齢別出生率で、1人の女子が一生の間に生む平均児数（男+女）を示す
総再生産率	0.69	$\left\{ \frac{\text{母の年齢別女兒出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\}$ 15～49歳の合計	その年次の年齢別出生率で、1人の女子が一生の間に生む平均女兒数を表す
純再生産率	0.69	$\left\{ \frac{\text{母の年齢別女兒出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \times \frac{L_x}{10万} \right\}$ 15～49歳の合計	総再生産率にさらに母親の世代の死亡率を生命表を用いて考慮に入れたときの平均の女兒数を表す

※ L_x は生命表による年齢別定常人口

4 母の年齢階級別出生率

出生率（合計特殊出生率）も一貫して低下傾向にあります。近年の低下は主に20歳代の出生率の低下に起因するものです。平成27年の合計特殊出生率を5歳年齢階級別にみると、最も高いのは**30～34歳**で、これに**25～29歳**が次いでいます（図1-1）。



資料 厚生労働省「人口動態統計」

注 この図の年齢段階別の数値は、母の各歳別出生率を足しあげたもので、各階級の合計が合計特殊出生率である。なお、15歳と49歳には、14歳以下、50歳以上を含んでいる。

図1-1 母の年齢階級別出生率の推移

乳児死亡

分類

死亡した時期によって、早期新生児死亡（生後1週未満）、新生児死亡（生後4週未満）、乳児死亡（生後1年未満）に分類されます（図1-2）。これらの死亡率はすべて出生1,000対で表されます。なお、生後3日の児は早期新生児であり、新生児であり、乳児でもありません。

それぞれの率の計算式は次のとおりです。

- 早期新生児死亡率 = 早期新生児死亡数 / 出生数 × 1,000
- 新生児死亡率 = 新生児死亡数 / 出生数 × 1,000
- 乳児死亡率 = 乳児死亡数 / 出生数 × 1,000

2014年（平成26年）のわが国の**早期新生児死亡数**は**711人**で死亡率は0.7、**新生児死亡数**は952人で死亡率は0.9、**乳児死亡数**は2,080人で死亡率は2.1となっています。**乳児死亡率**は、現在、**世界で最も低率**です。

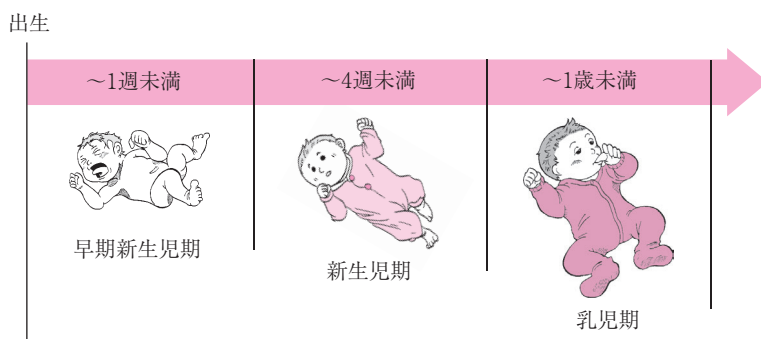


図1-2 早期新生児期・新生児期・乳児期

●原因

次に、2014年（平成26年）の早期新生児、新生児、乳児のそれぞれの死亡原因を示します。早期新生児死亡の原因は胎児側の原因（児側病態）と母体側の原因（母側病態）に分けられます（表1-1、表1-2、表1-3、表1-4）。

表1-1 早期新生児死亡の死因順位（児側病態）（2014年）

第1位	周産期に発生した病態
第2位	先天奇形、変形及び染色体異常
第3位	その他

表1-2 早期新生児死亡の死因順位（母側病態）（2014年）

第1位	母体の妊娠合併症
第2位	現在の妊娠とは無関係の場合もありうる母体の病態
第3位	胎盤、臍帯及び卵膜の合併症

表1-3 新生児死亡の内訳（カッコ内は新生児死亡総数に対する割合）（2014年）

第1位	先天奇形、変形および染色体異常	(41.6%)
第2位	周産期に特異的な呼吸障害および心血管障害	(24.7%)
第3位	胎児および新生児の出血性障害および血液障害	(6.0%)

表1-4 乳児死亡の内訳（カッコ内は乳児死亡総数に対する割合）（2014年）

第1位	先天奇形、変形および染色体異常	(36.1%)
第2位	周産期に特異的な呼吸障害および心血管障害	(12.5%)
第3位	乳幼児突然死症候群	(7.0%)

SKILL UP

死因順位の第1位は

- 早期新生児死亡（児側病態）：周産期に発生した病態
- 早期新生児死亡（母側病態）：母体の妊娠合併症
- 新生児死亡：先天奇形，変形および染色体異常
- 乳児死亡：先天奇形，変形および染色体異常

D 妊産婦死亡

● 概要

「妊娠・分娩・産褥の合併症による妊娠中あるいは分娩後満42日未満の死亡」を妊産婦死亡といいます。指標には、妊産婦死亡数を出産数（死産数+出生数）で割った**妊産婦死亡率（出産10万対）**が用いられます。わが国の妊産婦死亡率は年々減少し、2014年（平成26年）の**妊産婦死亡数**は**28人**で、妊産婦死亡率は**2.7**にまで低下し、**世界のトップグループ**に位置しています。

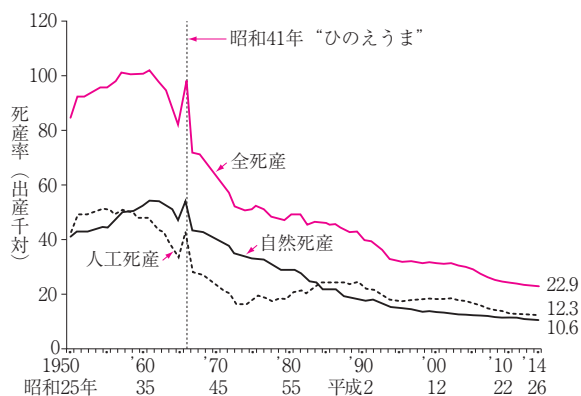
● 原因

妊産婦死亡には、**産科的塞栓**、**妊娠高血圧症候群**、**分娩前後の出血**などの**直接産科的死亡**（2015年には30人）と、妊娠前から存在した疾患が妊娠を契機に悪化した**間接産科的死亡**（2015年には8人）に分類されます。

E 死産

「妊娠満12週以後における死児の出産」が**死産**で、自然死産と人工死産に分類されます。死産に関する指標には、**死産率**（死産数/出産数）と**死産比**（死産数/出生数）があります。

2014年（平成26年）の死産率は（出産千対）は**22.9**で、自然死産率が**10.6**、人工死産率が**12.3**となっています。1990年以降は**自然死産率**も**人工死産率**も**減少傾向**にあります（図1-3）。



資料 厚生労働省「人口動態統計」

図1-3 死産率の推移

F 周産期死亡

「**妊娠満22週以後の死産と生後1週間未満の早期新生児死亡を合わせたもの**」が**周産期死亡**で、**周産期死亡数**を**出生数**と**妊娠22週以降の死産数の合計**で割ったものが**周産期死亡率**です。2014年(平成26年)の**妊娠満22週以後の死産数**は**3,039人**で、これに前出の**早期新生児死亡数**の**711人**を加えた3,750人が周産期死亡数(周産期死亡率は**3.7**)となります。周産期死亡率も長期的には漸減傾向にあります。

周産期死亡の原因も早期新生児死亡と同様に、**児側病態**と**母側病態**とに分類されます(表1-5, 表1-6)。

表1-5 児側病態からみた周産期死亡の原因 (2014年)

第1位	周産期に発生した病態	(84.8%)
第2位	先天奇形, 変形及び染色体異常	(14.3%)
第3位	その他	(0.6%)

表1-6 母側病態からみた周産期死亡の原因 (2014年)

第1位	母体に原因なし	(40.4%)
第3位	現在の妊娠とは無関係の場合もありうる母体の病態	(25.6%)
第2位	胎盤, 臍帯及び卵膜の合併症	(24.5%)

SKILL UP

【計算式】

- 妊産婦死亡率＝妊産婦死亡数 / (死産数＋出生数) × 100,000
- 死産率＝死産数 / 出産数 × 1,000
- 死産比＝死産数 / 出生数
- 周産期死亡率＝(妊娠満22週以後の死産数＋生後1週未満の早期新生児死亡数) / (妊娠満22週以後の死産数＋出生数) × 1,000

【死産】

- 自然死産率は10.6
- 人工死産率は12.3

【周産期死亡の原因(第1位)】

- 児側病態：周産期に発生した病態
- 母側病態：母体に原因なし

G 子ども虐待による死亡事例等の検証結果について(第10次報告)

● 概要

厚生労働省によるこの報告は、平成24年4月1日～平成25年3月31日の間に発生または表面化した児童虐待による死亡78事例(90人)を対象としたものです。心中以外の虐待死は49例(51人)で、心中による虐待死(未遂を含む)は29例(39人)でした。

集計結果による「心中以外の虐待死」分析のポイントは以下のとおりです。

● 心中以外の虐待死

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が22人(43.1%)で最も多く、0歳～2歳を合わせると32人(62.7%)と大部分を占めている。
- 虐待の種類は、「身体的虐待」が32人(62.7%)で最も多く、「ネグレクト」の14人(27.5%)がこれに次いでいる。
- 主たる加害者は、「実母」が38人(74.5%)で最も多く、「実父」と「実母と実父」がそれぞれ3人(5.9%)でこれに次いでいる。
- 心中以外の妊娠期・周産期の問題では、「妊産婦健康診査未受診」の17人(33.3%)が最も多く、「望まない妊娠」の14人(27.5%)、「母子健康手帳の未発行」と「低体重児」がそれぞれ11人(21.6%)、の順になっています。

- 加害の動機としては、動機が不明である場合を除き「保護を怠ったことによる死亡」の9人（17.6%）と「泣きやまないことからいらだったため」の8人（15.7%）が多かった。
- 加害者が実母の場合の心理的精神的問題等として多いのは、「育児不安」の15例（31.3%）、「養育の力の低さ」の14例（29.2%）、「衝動性」の8例（16.7%）であった。